

準市内業者の認定基準

- 1 準市内業者とは
新発田市に支店、営業所等（以下「支店等」という。）を有し、入札及び契約に関する一切の権限を本社から委任されている者
- 2 支店等の定義
 - (1) 新発田市税の未納がないこと。
 - (2) 支店等に恒常的に雇用している職員が1人以上勤務していること。
 - (3) 支店等に商号を表す看板等を表示し、事務を遂行するため必要な設備、什器、事務用品等が備わっており、常時営業所等として利用していることが、社会通念上確認できること。
 - (4) 常時連絡が取れる体制になっており（単なる取次ぎのパートや連絡員などしか配置していない場合は不可とする。）、電話、ファックスなどが他の営業所に転送されていないこと。
- 3 新規に準市内業者の申請をする場合
上記2に加え、別紙「支店等に関する報告書」の提出を義務付け、職員が現地確認を行う。
- 4 その他
既に準市内業者として登録されている場合でも、必要により現地確認、聞き取り調査を行うものとする。